

日南市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和8年3月31日

告示第 22 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い新生活を始める夫婦の経済的負担を軽減し、本市における結婚世帯の増加・定住を図り、少子化対策に資するため、住宅の取得若しくは賃借又は引越しに係る費用について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻日から起算して1年前の日以後に婚姻を機に新たに取得した、市内での住宅の購入又は新築に要した費用並びに賃料、共益費、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置等に係る費用を除く。
- (3) 住居改修費 婚姻日から起算して1年前の日以後に婚姻を機に新たに実施した、市内での住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置等に係る費用を除く。
- (4) 引越費用 婚姻を機に市内の住宅に引っ越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において、夫婦が日南市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (2) 世帯の所得（申請時点において確認できる直近の所得証明書等を基に、夫婦の所得を合算した金額）が、500万円未満であること。ただし、夫婦の一方又は双方が貸与型

奨学金の返済を現に行っている場合においては、世帯の所得から、該当年の年間返済額を控除する。

- (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、本補助金のほか、補助対象経費について公的制度による補助を受けていないこと。
- (5) 夫婦共に市税を滞納していないこと。また、市外から転入している場合においては、転入前の市町村税についても滞納していないこと。
- (6) 夫婦共に日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 夫婦共に下記に掲げる講座等のいずれかを交付決定年度内に実施したこと。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費、住居改修費及び引越費用であり、申請年度の 4 月 1 日から 2 月末日までの間に支払った額とする。

- 2 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用について、夫婦の一方が婚姻前に契約し、居住していた住宅については、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降をいう。）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、60 万円を上限とする。

- 2 補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。
- 3 前 2 項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請、交付決定及び額の確定通知）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請年度の 2 月末日までに、日南市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍謄本の写し
 - (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所及び居住日が確認できるもの）
 - (3) 夫婦双方の直近の所得証明書又は課税証明書
 - (4) 夫婦双方の市町村税の完納証明書
 - (5) 住宅の売買契約書の写し（住宅購入の場合）
 - (6) 住宅の工事請負契約書の写し（住宅新築の場合）
 - (7) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借の場合）
 - (8) 住宅改修の工事請負契約書の写し（住宅改修の場合）
 - (9) 引越費用の額が確認できる書類の写し（引越費用がある場合）
 - (10) 領収書その他支払った額が確認できる書類
 - (11) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）
 - (12) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
 - (13) 講座等の実施確認書（別記様式第5号ほか領収書、診療明細書等）
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは日南市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により補助金の交付の決定及び確定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に通知する補助金の交付決定額が、第5条に規定する上限の額（以下「上限額」という。）に満たなかったときは、市長は、当該補助決定者に対し当該交付決定のあった日の属する年度の翌年度に限り引き続き補助金を交付することができる。この場合において、当該翌年度の補助金の額は、上限額から前年度の交付決定額を除いた額を上限とする。
- 4 ただし、前項の規定は国の地域少子化対策重点推進交付金の事業見直しにより、事業継続が困難となった場合には適用しない場合がある。

（補助金の請求）

第7条 補助決定者は、補助金の交付決定及び確定を受けた日の属する年度の3月15日までに、日南市結婚新生活支援事業補助金請求書（別記様式第4号）により補助金を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を補助決定者に交付するものとする。

（調査等）

第8条 市長は、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は申請者に書類の提出を求めることができるものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び確定を取り消し、既に交付した補助金がある場合には、返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。